

(様式2)

出資持分譲渡・譲受申請書
(林業信用保証業務)

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 宛

独立行政法人農林漁業信用基金 (林業信用保証業務)	譲渡しを希望する 出資持分の額	円
------------------------------	--------------------	---

上記出資持分を譲り渡したいので、「出資持分に係る留意点」を了承の上、譲渡人及び譲受人が連署し、申請します。

なお、本申請書及び添付の書類における情報は、貴基金における出資持分に関する手続においてのみ使用されることを条件に提供します。

譲 渡 人	ふりがな	
	住 所 又は 本店所在地	(〒 - - -)
	ふりがな	
	氏 名 又は 法人名	
電話番号	(- - - -)	

譲 受 人	ふりがな	
	住 所 又は 本店所在地	(〒 - - -)
	ふりがな	
	氏 名 又は 法人名	
電話番号	(- - - -)	

- (注) 1 信託する場合は、信託契約書の写しを添付してください。
2 譲渡人及び譲受人の印鑑証明書（個人にあっては、住民票（発行から3か月以内のものに限るものとし、他の世帯員に関する情報並びに個人番号（マイナンバー）及び本籍地の記載は、要しないものとします。）でもよいものとします。）（これらの写しを含みます。）を添付して提出してください。
3 譲渡人の氏名・法人名又は住所に変更がある場合は、本申請書に加え、「氏名・名称又は住所変更届」（様式7）とこれに必要な書類を提出してください。
なお、出資持分の額が不明な場合は、本申請書を提出する前に、出資持分残高の照会をしてください。
4 本申請書は、電磁的記録により作成することができます。

出資持分に係る留意点

- 1 独立行政法人農林漁業信用基金法（以下「基金法」という。）第13条に規定する債務の保証（以下「債務保証」という。）の金額の最高限度は、出資額の30倍に相当する額に、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が都道府県ごとに定める額を加算した額となります。
- 2 出資持分を有することのみをもって債務保証の引受けを約束するものではありません。
- 3 出資者は、基金法第7条第1項に基づき出資持分を譲り渡すことができますが、譲渡しを行う場合には、信用基金が定める手続が必要であり、認められないことがあります。
- 4 出資持分の譲渡しは、譲受人との共同申請によります。また、譲渡しが完了したときは、譲渡しが完了した旨及び減のあった持分をお知らせいたします。
- 5 出資者は、基金法第7条の2第1項に基づき出資持分の払戻しを請求することができますが、払戻しの請求を行う場合には、独立行政法人農林漁業信用基金法施行規則（以下「施行規則」という。）第1条に定める申請書及び添付書類の提出が必要です。
なお、信用基金は、基金法第7条の2第3項に基づき払戻しを停止することがあります。
- 6 基金法第7条の2第2項及び施行規則第2条に基づき、出資持分の払戻請求の書類を信用基金が受理した日時点で公表されている基金法第15条第2号に規定する林業信用保証業務に係る直近の貸借対照表において純資産額が資本金の合計額を下回る場合には、払戻請求額の全てが払い戻されるものではありません。
- 7 信用基金に出資しようとする場合、その払込みを行う額は1万円単位としています。
- 8 信用基金に出資しようとする場合、その払込債務と信用基金に対する債権とを相殺することはできません。
- 9 出資持分は、民法第898条に定める共同相続から同法第907条に基づく遺産分割までの間を除き、共有とすることはできません。また、共同相続により共有となっている状態では、いかなる債務保証契約をすることもできません。
- 10 出資者の氏名又は法人名、住所又は本店所在地に変更（相続、合併又は会社分割による変更を含む。）があった場合は、信用基金の所定の書式による手続が必要です。
- 11 出資持分を取得した者が、反社会的勢力に関係のある者である場合は、債務保証を受けることはできません。
- 12 出資者は、信用基金に自身の出資者原簿の閲覧を求め、又は出資持分の残高の照会をすることができます。

以上